

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請について

問 社会福祉課 ☎内線3206

臨時福祉給付金(経済対策分)とは…

臨時福祉給付金(経済対策分)は、「未来への投資を実現する経済対策」の一環として、消費税率が8%に引き上げられた影響等を踏まえ、所得の低い方々に対して、臨時的な措置として実施されるものです。

給付対象者 ・ 給付額

- ◆支給対象者 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者(平成28年度分の市民税が課税されていない方) ※市民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護を受けている方などは、対象となりません。
- ◆基準日 平成28年1月1日時点で住民票が牛久市にある方
- ◆支給額 1人につき15,000円

申請方法

- ◆申請受付開始
【郵送申請】 平成29年4月1日(土)～
【窓口申請】 平成29年4月3日(月)8時30分～
- ◆申請期限 平成29年7月31日(月)午後5時15分まで ※郵送申請の場合は当日消印有効。
- ◆提出書類 **申請書**(対象者と思われる方に3月下旬に郵送しました)
- ◆受取方法 申請書に記載された指定の口座に振り込みます。
- ◆申請先 牛久市役所臨時福祉給付金窓口(市役所2階医療年金課前)

申請期限を過ぎますと、受け付け
できませんので、ご注意ください。

申請書を
確認じゃ!



問い合わせ先 牛久市役所臨時福祉給付金窓口(本庁舎2階) ☎0120-016-294
(受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分)

市税などの納め忘れはありませんか？

問 収納課 ☎内線1061

市税は、子育て・教育・まちづくりなど、皆さんの暮らしに結びつくサービスを行うための大切な財源です。市では、税の公平性と財源の確保に努めており、滞納されている税の徴収に全力で取り組んでいます。

あなたが市税などを滞納してしまうと…

もし、定められた納期限までに納税していただけなかった場合には、督促状が発送されます。督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合には、法律の定めるところにより、銀行や勤務先、取引先などを調査し、財産(給料、売掛金、預貯金、生命保険解約返戻金、電話加入権、不動産など)の差し押さえをすることがあります。

また、納期限の翌日より、延滞金が加算されます。

さらに滞納が続く場合には、茨城租税債権管理機構へ徴収業務を移管する場合があります。

【茨城租税債権管理機構】

県内全市町村で構成する、効率的な滞納整理を行う一部事務組合です。滞納処分を前提に財産調査、財産の差し押さえ、差し押さえ財産の公売などを行います。